

使用する許可等に係る審査基準及び標準処理期間

アートプラザ指定管理者

規定の名称	処分の事項	設定年月日
アートプラザ条例	使用の許可	平成 19 年 3 月 31 日 平成 24 年 4 月 1 日 平成 31 年 3 月 31 日

1 根拠条例

第 2 条 アートプラザを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

関連条項

○アートプラザ条例

第 8 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、アートプラザの使用を許可しない。

- (1) 使用の目的がアートプラザの設置の趣旨に適合しないと認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 建物、設備及び器具等をき損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。
- (5) 管理上支障があると認められるとき。

○大分市暴力団排除条例

第 7 条 市長及び教育委員会並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者は、同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可若しくは承認をせず、又は既にした使用の許可若しくは承認の取消しその他の利用の制限に関する処分を行うことができる。

2 審査基準

次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしない。

1. 使用の目的がアートプラザの設置の趣旨に適合しないと認められるとき。
「芸術文化活動の振興を図り、もって市民文化の向上に資する」という設置目的に反すると認められるとき。
 - (1) 物品（美術品を含む。）の販売（予約を含む。）を目的とした展覧会と認めるとき。ただし、展覧会に関する図録等の販売は認める。
 - (2) 民間企業等の営業、宣伝を主目的とした展覧会と認めるとき。
2. 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (1) 犯罪行為又は犯罪を讃え、あおり、そそのかす等の行為を伴うおそれのある使用
 - (2) わいせつ行為その他善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全な育成を害するおそれのある使用
 - (3) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）その他の商品取引に関する法律で規制された手段を用いて商品販売を行ったり、講習会等を名目に人を集め、その会員を勧誘するおそれのある使用
3. 建物、設備及び器具等をき損するおそれがあると認められるとき。
 - (1) ボール等を投げ、又はスパイク靴を使用する等、建物の壁面、窓ガラス、床面、天井、備品等を傷つけるおそれがある行為を伴う使用
 - (2) 教育委員会の許可を受けることなく、壁、柱等に張紙、釘打ち等をする使用
 - (3) ガソリン、プロパンガス、火薬類等の引火、又は爆発のおそれがある危険な物の使用を伴う使用
4. 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。
 - (1) 暴力団主催による脱法行為の研究会等での使用
 - (2) 暴力団組長等の襲名披露パーティー等での使用

5. 管理上支障があると認められるとき。

- (1) 定員（大分市火災予防条例（昭和 38 年大分市条例第 70 号）第 39 条第 1 号に規定する定員をいう。）を超える使用
- (2) 音、におい、振動等により他の入館者に迷惑をかけるおそれがある使用
- (3) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき
- (4) 過去において施設管理上の指示に従わないなど、施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき
- (5) その他指定管理者が管理上重大な支障があると認められるとき

3 標準処理期間

7 日

使用する許可等に係る審査基準及び標準処理期間

アートプラザ指定管理者

規定の名称	処分の事項	設定年月日
アートプラザ条例	使用許可の優先予約	平成 19 年 3 月 31 日 平成 24 年 3 月 31 日 平成 31 年 3 月 31 日 令和 4 年 4 月 1 日 令和 5 年 4 月 1 日
1 根拠条例 第 2 条 アートプラザを使用しようとする者は、指定管理者が定める手続によりに申請し、その許可を受けなければならない。 関連条項（アートプラザ条例施行規則） 第 2 条 条例第 2 条第 1 項の許可を受けようとする者は、アートプラザ使用許可申請を指定管理者に提出しなければならない。 2 申請者は、許可された事項を変更するときは、アートプラザ使用変更許可申請を指定管理者に提出しなければならない。 3 第 1 項の申請は、<u>使用しようとする日の属する月前 6 月以内</u>に限るものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合において教育長の承認を得たときは、この限りではない。 第 4 条 アートプラザを連続して使用できる期間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合において教育長の承認を得たときはこの限りではない。 （略）連続して使用できる期間は、市民ギャラリー、アートホールにあっては、15 日、研修室、実技室にあっては 3 日とする。 2 審査基準 1. 規則第 2 条第 3 項ただし書きの規定の適用については、次に定めるとおりとする。 1 次のいずれかに該当する場合は、優先申請の対象とする （1）大分市及び大分市教育委員会が主催または共催で連続して展覧会を行う場合 （2）芸術文化団体等が主催で 5 日以上連続して展覧会を行う場合 2 優先申請は、<u>使用しようとする日の属する月前 1 年以内</u>に限るものとする。 3 優先申請に係る決定は、次の方法による。 （1）原則として、申請の受付順により決定する。 （2）優先申請の開始日の午前 9 時にあった者は、同一順位として受理のうえ、抽選により決定する。 4 <u>研修室、実技室、アートホール又は市民ギャラリー</u>を設置趣旨の例外として、一般的な研修または会議を目的として使用することができる。この場合における申請は、<u>使用しようとする日の属する月前 3 月以内</u>に限るものとする。なお、その使用目的が、設置趣旨に著しく反するもの及び使用の許可に関する審査基準（設置趣旨を除く。）に適合しない場合は、使用の許可はしないこととする。 2. 規則第 4 条ただし書きの規定の適用については、次に定めるとおりとする。 1 研修室又は実技室と市民ギャラリー又はアートホールとを一体として使用する場合は、連続して使用できる期間を、15 日までの範囲内で指定管理者の承認を得た期間とすることとする。 3. ①及び②の規定にかかわらず、指定管理者が相当の理由により特に必要と認める場合にあつて		

は、教育長の承認を得た上で、別の取扱いをすることができる。

3 標準処理期間

7 日

使用する許可等に係る審査基準及び標準処理期間

アートプラザ指定管理者

規定の名称	処分の事項	設定年月日
アートプラザ条例	利用料金の減免	平成 19 年 3 月 31 日 平成 31 年 3 月 31 日 令和 8 年 4 月 1 日
1 根拠規定 アートプラザ条例第4条 第18条第2項 2 審査基準 指定管理者が利用料金を減免する場合及びその額は、次のとおりとする。 (1)大分市又は大分市教育委員会が主催し、又は共催する行事に市民の参画があり使用する場合 全額 (2)障害者（療育手帳制度について（昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第 1 5 6 号）に規定する療育手帳、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下これらを「手帳」と総称する。）の交付を受けた者をいう。以下同じ。）が、手帳を提示して使用する場合 障害者に係る使用料の合計金額（同一の障害者が、同一の活動内容で次に掲げる使用を行おうとする場合にあっては、それぞれ次に定める金額をいう。）が 1, 0 0 0 円に満たない場合にあっては全額、1, 0 0 0 円以上の場合にあっては半額 （ア） 連続する複数の日における使用 各日の使用料 （イ） 同一の日の連続しない時間における使用 当該日に係る使用料の合計金額 (3)障害者が、その主催事業として営利を目的としない文化活動等の諸活動を行う場合 障害者に係る使用料の合計金額（同一の障害者が、同一の活動内容で次に掲げる使用を行おうとする場合にあっては、それぞれ次に定める金額をいう。）が 1, 0 0 0 円に満たない場合にあっては全額、1, 0 0 0 円以上の場合にあっては半額 （ア） 連続する複数の日における使用 各日の使用料 （イ） 同一の日の連続しない時間における使用 当該日に係る使用料の合計金額 (4)障害者団体（市長が別に定める基準による登録を受けた団体をいう。以下同じ。）が、その主催事業として営利を目的としない文化活動等の諸活動を行う場合 障害者団体に係る使用料の合計金額（同一の障害者団体が、同一の活動内容で次に掲げる使用を行おうとする場合にあっては、それぞれ次に定める金額をいう。）が 1, 0 0 0 円に満たない場合にあっては全額、1, 0 0 0 円以上の場合にあっては半額 （ア） 連続する複数の日における使用 当該連続する日における使用料の合計金額 （イ） 同一の日の連続しない時間における使用 当該日に係る使用料の合計金額 (5)保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園その他の学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校等が使用する場合 全額 注 営利を目的としない文化活動等とは、事業収益が見込まれない文化活動、総会等（総会、研修会、勉強会等をいう。）、レクリエーション活動及びスポーツ活動をいう。ただし、実費のみの徴収又は大分市社会福祉協議会、市内の障害者施設若しくは障害者団体に寄附（一の施設又は一の団体のみに対してするものを除く。）を行う場合は、事業収益が見込まれないものとする。		

3 標準处理期間

7 日

使用する許可等に係る審査基準及び標準処理期間

アートプラザ指定管理者

規定の名称	処分の事項	設定年月日
アートプラザ条例	特別の設備等の許可	平成 19 年 3 月 31 日 平成 31 年 3 月 31 日
1 根拠条例 第 7 条 使用者は、その使用に際して特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。 2 審査基準 事案ごとの裁量部分が大きく、具体的な基準を定めるのは困難である。 3 標準処理期間 7 日		

使用する許可等に係る審査基準及び標準処理期間

アートプラザ指定管理者

規定の名称	処分の事項	設定年月日
アートプラザ条例	撮影の許可	平成 19 年 3 月 31 日 平成 31 年 3 月 31 日
1 根拠条例 第 8 条 学術研究等のため、アートプラザに展示され、又は所蔵されている作品等の撮影、模写、構造等をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 2 審査基準 次の各号のいずれかに該当するときは、撮影等の許可をしない、 1 保存に影響を及ぼす恐れがあると認められる場合 (1) 作品に必要以上の照明を当てる恐れがある場合 (2) 汚損又は棄損の恐れがある場合 2 所有者の同意を得ていない場合 3 不適当と認められる場合 (1) 雑誌に掲載したとき、所蔵名の記載をしない場合 (2) 雑誌に掲載したとき、その雑誌を寄贈しない場合 (3) 使用目的が明確でない場合 (4) 申請者が明確でない場合 (5) 著作権が侵害される恐れがある場合 4 標準処理期間 7 日		

使用する許可等に係る審査基準及び標準処理期間

アートプラザ指定管理者

規定の名称	処分の事項	設定年月日
アートプラザ条例	利用料金の返還	平成 19 年 3 月 31 日 平成 31 年 3 月 31 日
1 根拠規定 第 5 条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、第 13 条第 1 項に規定する指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、その全部又は一部を返還することができる。 3 審査基準. 1. 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。（全額） (1) 講演者、利用者の死亡、負傷等による真にやむをえない場合。 2. 利用者が利用期日前 7 日（市民ギャラリー及びアートホールについては 30 日）までに利用の取り消しを申し出た場合において、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。（半額） (1) 事前に具体的な基準を定めるのは困難であり、事案ごとにそのつど判断する。 3 標準処理期間 7 日		